

児童養護施設の過去現在未来 ～愛神愛隣舎からの一提言～

The Past, Present, and Future of a Children's Home

—A Proposal from the Children's Home Aishin Airinsha—

藤原伸夫*・曹徳善**

要旨

戦中・戦後に戦災孤児、浮浪児を保護した児童養護施設「愛神愛隣舎」の当時の苦勞を振り返り、先人の志を引き継ぎ、現代の社会的養護を必要とする子ども・家庭の支援にどのような視点が求められるのかを挙げた。その背景には児童養護施設に入所する子どもたちの多くが虐待を受け、また発達障害、知的障害等、何らかの障害を抱えている子どもたちも多いことがあげられる。このような社会的養護を必要とする子どもたちのニーズに対応できるよう、より高度な専門性が求められている。また子どもたちだけでなく、その家族支援・親支援も複雑化しており、高機能化・多機能化は施設に求められる喫緊の課題となっている。その課題克服のためのあり方として、具体的に3つの視点として 個別的養育機能、支援拠点機能、地域支援機能について述べた。

キーワード：児童養護施設、社会的養護、戦争孤児、子どもの権利擁護

1. はじめに

2017（平成29）年11月、白井勝彦を代表とする「神戸の戦争孤児の記録を残す会」が、神戸市の元職員や福祉関係者が中心となって発足した。筆者藤原も幹事の一人として、当時戦争孤児となった方の貴重な証言の記録と神戸の児童養護に関する戦前戦後の混乱期の様子を記録する作業に携わった。その記録は白井代表と共著による『神戸の戦争孤児たち』（2019）に詳しいが、すでに戦後七十数年が経過しており証言を得ることがぎりぎりの時だった。その後、新たな証言者も得られず、コロナ禍により十分な活動も出来なくなった。

断腸の思いではあったが白井代表の英断のもと2022（令和4）年10月、講演会を一つの区切りとして約5年にわたる活動を終えるに至った。閉会にあたり最後の取り組みである講演会の講師として招聘した方が、愛神愛隣舎の曹施設長である。

明治以降開港により、仕事を求めた人々により神戸は激しい人口流入をみた。そこでは貧困

* 神戸親和女子大学 教育学部 児童教育学科 教授

** 神戸市児童養護施設連盟 副会長 社会福祉法人愛神愛隣舎 施設長

による棄児、浮浪児による非行等の社会問題も生んだ。神戸市における現在の児童養護施設は、戦前の孤児院の流れをくむ施設、戦前の少女の司法保護施設の流れをくむ施設がある。また戦中・戦後に戦災孤児⁽¹⁾、浮浪児を保護した流れをくむ施設があり、愛神愛隣舎もその施設の一つである。

本稿では、前半にこの講演を基に愛神愛隣舎の成り立ちと先人の苦勞をまとめ、後半に愛神愛隣舎からみた今後の児童養護施設はどのようにあるべきかを提言したい。

2. 神戸市の児童養護施設の現況

神戸市には、社会的養護を必要とする子どもたちへの支援向上と施設間の連携を目的として、児童養護施設を中心に16施設から構成される神戸市児童養護施設連盟がある。

13の児童養護施設と児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホームの3施設の16施設から構成されている。なお、施設入所の措置権者である神戸市こども家庭センター（神戸市児童相談所）の一機能である一時保護所も参加している。

近年の激しい社会情勢の変化は、地域社会・家庭間の希薄化を加速させ、それにより家庭が地域から孤立、家庭機能の低下を生じ、育児不安等子どもたちを取り巻く環境に大きな影響を与えている。また施設に措置される子どもたちの抱える問題・背景も複雑化している。我が国の施設養護のあるべき方向もこのような社会的背景をふまえ、2017（平成29）年の「新しい社会的養育ビジョン」の提言にあるように、できる限り家庭に近い環境で養育する家庭的養護の推進が求められている。そのため神戸市のみならず全国的に施設内の小規模グループ化や、地域分散化としてグループホームでの養育が図られている。

また、神戸市には3施設ある乳児院で構成される神戸市乳児院連盟があり、市養連と同様、施設の専門性向上をめざし連携・協力しながら活動を行っている。なおこれら3乳児院は同一社会福祉法人として児童養護施設を運営しており乳児院から児童養護施設への措置変更については、きめ細かい連携・情報共有が取りやすく、別法人に措置される場合であってもその土壌が生かされている。

3. 愛神愛隣舎の創成期

1868（明治元）年に兵庫県が設置され、1889（明治22）年、市制町村制導入により神戸区に葺合村、荒田村を合併して人口約135,000人の神戸市が誕生する。その時の神戸市域は現在の中央区と兵庫区の一部で、面積は約21km²にすぎない。その後人口の増加により1920（大正9）年の第1回国勢調査では、約60万人の都市へと人口増加している。これは当時の6大都市のうち、東京市（約217万人）、大阪市（約125万人）に次ぐ人口であり、京都市、名古屋市、横浜市より人口規模が大きかった。さらに、近隣の村を合併して市域が拡大している。また1931（昭和6）年には「区」制が開始され、灘区、葺合区、神戸区、湊東区、湊区、兵庫区、

林田区、須磨区の9区となり1940(昭和15)年の国勢調査では約98万人となり100万都市となった。しかし当時の神戸市域は六甲山の南側に限られており、終戦時は5大都市(神戸市・横浜市・名古屋市・京都市・大阪市)のなかでは最小となっている。

元来江戸時代以前から、「兵庫の津」は、国内交通の要衝であったが、日米修好通商条約等による予定されていた兵庫開港の勅許がなかなか下りず、結局5年間延長となった1868(慶応3)年に開港する。その後明治維新となり、人・物・情報が行き交う国際貿易港となり、主に西日本から仕事を求めた人々が押し寄せ、人口流入が激しくなる。

市制町村制が導入された1889(明治22)年には、米価の暴騰により多くの貧民が街にあふれ、貧困が社会問題となった。港湾都市の宿命でもある伝染病の流行に幾度となく悩まされるのであるが、翌1890(明治23)年には、伝染病(コレラ)が流行するという社会不安のなか、キリスト教関係者により、社会福祉法人神戸真生塾の前身である神戸貧民救済義会が設立されている。また当時市内最大の資産家であった川崎正蔵による一万人の貧民を対象にした施米が5月に川崎造船所で行われている。孤児への救済も喫緊の課題であり、1893(明治26)年、神戸貧民救済義会は名称を神戸孤児院に改めている。

さて、本稿の愛神愛隣舎についてであるが、愛神愛隣舎の沿革を辿ると、1942(昭和17)年、神戸市灘区大石中町に「六日信行社・洋服病院」を作り、洋服の仕立て直し等から得た賃金を子どもの養育費にあてたことが始期となっている。児童数は4~5人で、信者4人と張徳出牧師夫妻の奉仕によるものであった。

初代の創立者である張徳出は、教員でもあり牧師でもあった。韓国の釜山市で生まれ、1930年代に、大阪のHoliness Church(聖潔教会)からの招請を受けて伝道に渡日する。日本の各地を回り、この阪神間に在住することになるが、特に在日韓国・朝鮮人の在日同胞の非常に困窮している生活ぶりに心を痛み、いったん韓国に帰国するものの、もう一度志を強くして日本に渡日している。

最初は岐阜県で教員、教会時代を4年ほど送るが、どうしても神戸の街での同胞の姿というのが印象に残っていて、何とかそこで伝道を展開できないかと思い、最終的には神戸に来て伝道、布教活動を行った。

後に愛神愛隣舎となる児童養護の事業をさらに発展させた人物が鄭末岩⁽²⁾である。1942(昭和17)年から1943(昭和18)年の戦時下、当時女学校を卒業したばかりの鄭末岩が、張徳出牧師の布教活動、さらにはこの頃少しずつ増え始めた孤児たちの救援、保護活動に共感して、信者となり、教会活動に参加するようになり、後に当時でいう保母(現保育士)として自ら志願している。

全く何もない状況からのスタートだったため、張牧師夫妻と信者4名とで、神戸市灘区の大石中町に、「六日信行社・洋服病院」を開設して、ミシン3台で、軍服や払い下げの衣類などのリフォームを行い、そこで得た資金で孤児たちを養育していた。これが愛神愛隣舎の前身になる。

図1. は「六日信行社・洋服病院」開設当初のもので、張徳出牧師夫妻と鄭末岩等信者が写っている。これまで愛神愛隣舎関連の出版物では「六日信仰社・洋服病院」（下線部筆者記入）となっていたが、今般の講演にあたり準備するなかで「信仰」ではなく「信行」であったことが判明した。

「信行」これは宗教用語で、「シンギョウ」ともいい、教えを信じて行なうことを意味している。

一週間7日のうちキリスト教では、イエスが復活したとされる日曜日が安息日とされており、こ

の日は神様に礼拝を捧げるので、「六日信行」とは他の6日は教えに従って、誠実な生活を送ることを意味している。張牧師はアイデアマンだったといわれており、「洋服病院」と名付けて、診察の種類として紳士洋服や子供服、またワイシャツの記載もみられ、「迅速、親切、丁寧」のキャッチフレーズとともに、ニコニコのシンボルマークまで付けた非常にユニークな看板を掲げて、預けられたものをとにかくリフォームして、それで得たお金で活動を続けていた。

少々分かりにくいのが、写真の日付は、昭和17年12月5日、「一周年記念」となっており「六日信行社」を建てたのは1941（昭和16）年と推察される。1941（昭和16）年の12月8日、ハワイの真珠湾攻撃により太平洋戦争が始まるが、その一年後に撮影されている。まだこの頃の神戸は、平穏な状況だったと考えられるが、その後次第に戦況が悪化するなかで、本州六大都市の一つとして連合軍の本土空襲計画に重要な標的となる。

洋服病院を運営しながら、そこで得た収益を、子どもたちの衣食住にあてて育てていた日々であったが、B29による本土空襲が激化し、1945（昭和20）年6月5日の神戸大空襲⁽³⁾でこの家屋、家財の一切を、焼失する。その後焼け跡にバラックを立て、毛布で囲った小屋をつくり雨露をしのぎながら、子どもたちを養育することとなる。

4. 終戦から児童福祉法成立までの愛神愛隣舎

終戦を迎え、1946（昭和21）年、灘区倉石通3丁目にある青年篤志家より木造2階建20坪の家屋を提供され、子どもたち16人と共に転居している。

終戦前後は、非常に食糧難で、その時期20名近い孤児たちとともに生活する中で、食糧確保のために駆けずり回る日々が続いている。張牧師らはその日の糧を得るために商店や会社を訪問し寄付を募っていた。

その時に「腹を立てず、心は丸く、気は長く、己は小さく、人は大きく」（腹の字は横向きに書き、心の字は丸く書き、気の字は長く書き、己の字は小さく書き、人の字は大きく書いた）

図1. 「六日信行社・洋服病院」開設当初



張徳出牧師夫妻と鄭末岩等信者
（資料提供：社会福祉法人愛神愛隣舎）

を意味する焼き板を作り、愛隣袋という大きな袋に何十枚か入れて持っていき、そして寄付をいただいた方に、お礼として焼き板を差し上げていた。

なお、この「腹心気己人」は達磨大師や一休禅師の言葉にもあり、禅の言葉からヒントを得たものと考えられる。

戦中・戦後にかけて、親を無くした戦争孤児、行き場を失った浮浪児がどんどん増えていく。当時大阪駅や三宮駅構内の地下道などへ夜になると集まってくる。日中は街中を闊歩するが、夜になると夜露をしのぐところを求めて、駅舎へと集中していた。張牧師や鄭ら信者は、夜間定期的に駅舎を訪れて、そこにいる子どもたちを、なだめすかせ説得して連れ帰って、温かい食べ物を与え布団の中で休ませて、一緒に生活する活動が続いていた。⁽⁴⁾

図2. 焼き板「腹心気己人」



唯一現存する一枚
(資料提供：社会福祉法人愛神愛隣舎)

この当時の、鄭末岩の有名なエピソードがあるので記しておきたい。

ある日、大阪駅周辺で夜な夜な人さらいが現れるっていう噂が流れる。どうも若い女性と年配の男性が、夜な夜な現れては、そこにいる子どもたちをさらっていくという。そして鄭末岩がある時、いつものように大阪駅の付近で色々と子どもと話をしていると、警戒のため巡回中の警察官がやってきて、曽根崎警察署まで連行されてしまった。

鄭なりに色々と説明するがなかなか理解してもらえなかった。そうこうするうちに、それを聞きつけた張牧師が駆け付け、切々と我々のしていることはこういうことだと訴える。それを聞いた署長が、いたく理解を示し、「そうでしたか、そういったことは、本来はもっと国が率先してやらないといけないことだったのですよね。どうもありがとうございました。」と言われ、夜中にも関わらずパトカーで神戸まで送ってもらったとのことである。

鄭は晩年、「後にも先にもパトカーに乗ったのはあれが初めてだった」と語っている。

戦後の食糧難、物資不足にあって多くの児童福祉施設は、ララ物資⁽⁵⁾によって救われている。愛神愛隣舎においても例外ではなかった。鄭も養護施設（現児童養護施設）開所時、非常に助けられたことを後に語っている。またララ物資だけでなく、愛神愛隣舎では、韓国系の教会、本国からの支援も受けている。なおララ物資といえば脱脂粉乳が戦後の学校給食に寄与し

たことでも有名であるが、筆者らの頃もまだ給食に脱脂粉乳が出ていたことを経験している。

5. 児童福祉法成立以降の愛神愛隣舎

1948（昭和23）年、児童福祉法が制定され、児童福祉法による「養護施設愛神愛隣舎」として認可を受けている。

図3. は現在の灘区泉通に移転し、認可を受けた後の土地80坪余、木造2階建ての前舎屋である。なお現在の舎屋は1968（昭和43）年に現地建て替えを行ったものである。

写真からも読み取れるが宗教法人東洋救霊団、愛神愛隣舎として1950（昭和25）年、児童居室・食堂・浴場の増設を行い、児童定員数56人として増員が認可されている。“ママ先生”のもと子どもたちと一緒に育った曹は講演会で、「多い時には60名近い子どもたちを養育するということで増設、増設で、

とにかく迷路のように広い舎屋でした。2階には大きな礼拝堂がありまして、そこで土日は礼拝、集会を行ったり、朝には祈祷会があったりとか、そういったことをしながら子どもたちと一緒に生活を共にしておりました。」と当時を振り返っている。

この頃はキリスト教の布教活動を続けながら、養護施設を運営していたが、その後1966（昭和41）年に社会福祉法人愛神愛隣舎として認可を受け現在に至っている。

また現在の愛神愛隣舎は他に、本施設の近隣地域に2016（平成28）年と2017（平成29）年に児童の自立に向けた分園型小規模グループホームを2か所開設している。

6. 愛神愛隣舎77年の歴史の中で

鄭末岩は、戦後間もない医療体制や医薬品等が不足している世の中で、肺炎にかかった児童が、自身の腕の中で、「鄭先生、鄭先生」と喘ぐような声でこう言いながら息を引き取ったことを、晩年になっても折に触れては職員に語っていたとのことである。愛神愛隣舎77年という歴史の中で、ゆうに700名を超える子どもたちとの生活の中で、一番先に思い出すのはその子のことだったようである。

また中には、密入国で両親が子どもと一緒に日本にやってきて、子どもたちは一時施設に預けられるものの、結果的にはその両親は日本から強制送還されるケースもあった。子どもたちは日本語しか分からないので、その子どもたちだけでも日本にということで法務局・法務省に嘆願をしたが、やはりそれは聞き届けられなくて、両親とともに韓国に帰っていった子どもた

図3. 1950（昭和25）年頃の愛神愛隣舎



現舎屋建て替え前の施設

（資料提供：社会福祉法人愛神愛隣舎）

ちもいた。

また、まだ措置費の中に学習費がなかった時代、奨学金制度も整っていなかった時代、一生懸命勉強に励み国立の大学に合格した男の子がいる。そのことをどこかで聞きつけたのか、彼に支援をしたいということで、当時毎月3万円の額の寄付を4年間続けた篤志家もいたとのことであった。彼はその後マスターも出て、大手の企業にエンジニアとして勤めている。

また韓国から母を頼って小学生の時に来日した女の子がいる。母親はすでに別の家庭を持っていたため、その子のためにアパートを借りて一人暮らしをさせていた。生活の用品というものはテレビだけで、その子は韓国語しかわからなかったので、日本語は、毎日朝から晩までテレビを見て覚えた。その後彼女は、児童相談所に通告があり保護され、韓国語を話せる職員もいる愛神愛隣舎に措置された。施設で暮らし、やがて中学・高校を卒業、就職を経て、今は立派な3児の母親になっている。この女性は後に十数年経って愛神愛隣舎を訪ねた時に、保護される前の一人暮らしのことを振り返り、寂しくて、悔しくて、辛くて、毎日死にたい、死にたいと思っていたと話している。また、母が食料品等を時々届けてくれるが、それも滞ることがある。彼女は周辺のコンビニをうろろうしながら、ごみ箱から、お弁当の残り、食べ物の残飯をあさって食べたこともあると語っている。

筆者曹はそれを聞き、本当によく生きていてくれたと驚愕した。社会的養護を必要とする多くの子ども達と関わる者として、まずは命を繋いでくれること、生きていてくれることに感謝をしながら、何か我々ができることがあればとの思いで、施設の運営を粛々と続けていくことに使命があると考えている。

7. これからの児童養護施設のあり方

2022（令和4）年11月に開催された「全国児童養護施設長研究協議会」大分大会において採択された宣言文には以下のような文言がある。

「子どもがこれからの人生に夢と希望を抱けるために、社会的養護を担う児童養護施設にとって『変えていくもの』『変えてはいけないもの』を検証し、養育実践を着実に推進する」^(注1)
このことは正に戦後の日本の児童養護施設の歩みのなかで我々自身が培ってきた養育理念を堅持し、さらに時代の要請に呼応すべく社会的養護の制度や仕組みを包括的に整備・強化し、専門性を生かした地域支援の社会的養育への再構築を図ることを意味している。

ここでは具体的な養育実践を図るうえで2021（令和3）年に発表された「児童養護施設のあり方に関する特別委員会」最終報告書（以下報告書と記す）からの内容をもとに新しい社会的養育について考えていきたい。

(1) 児童養護施設の柱となる3つの機能について

近年児童養護施設に入所する子どもたちの多くが被虐待経験を有し、また発達障害、知的障

害等、何らかの障害を抱えている子どもたちも多い。このような社会的養護を必要とする子どもたちのニーズに対応できるよう、より高度な専門性が求められている。また子どもたちだけでなく、その家族支援・親支援も複雑化しており、高機能化・多機能化は施設に求められる喫緊の課題であり、課題克服のためのあり方を以下の3つの機能として整理している。

① 個別的養育機能

児童養護施設に入所している子どもたちはそれぞれに、さまざまな課題や入所背景を有している。彼らのニーズは多岐にわたり特に被虐待などのケースにおいては養育と治療の側面から他機関との連携も強化されなければならない。個別的養育機能とは子どもの心身の回復と健全な成長を見守り、安心と安全を保障した生活の場において、子どもと職員との相互の交流活動を通して社会性を促し、家族関係の修復などを視野に入れた養育やさらには進学や就職などの自立への道を具体化する支援を展開しなければならない。

これを整理すると以下のような下位機能の設定となる。

- ・専門的支援機能
- ・親子関係支援機能
- ・交流活動機能
- ・アフターケア機能

まさにアドミッションケア⇒インケア⇒リービングケア⇒アフターケアへの流れの各段階で必要とされる支援機能であると考えられる。

② 支援拠点機能

これからの児童養護施設のミッションとして施設の高機能化・多機能化での役割は大きい。それらを主体的に機能させるためには司令塔となる支援拠点（本体施設）の存在が重要であると思われる。報告書では以下に示す下位機能がこの支援拠点の構成要素とされている。

- ・マネジメント機能
- ・施設養育者、支援者の支援機能
- ・人材育成機能
- ・機関連携機能
- ・養育、支援の評価機能

とりわけマネジメント機能は「他の全ての機能を統括し、個々のケースを適切にアセスメントし、そのアセスメントに則って、必要な単独あるいは複数の機能を選択し、それらを統合させて有効な支援を提供できるよう監督する中枢機能となる。」^(注2)と定義づけている。

現在、施設入所児童の約7割～8割が被虐待を主訴とし、ときに我々の想像をはるかに超えた不適切な環境の中で生活を余儀なくされてきたケースも多く、さらに発達に課題を抱えた子どもたちが3割を超えるような状況である。

児童のニーズは多様であり、また養育者との愛着（アタッチメント）形成も容易に構築され

難く時間を要するケースが大方を占める。一人一人の子どもたちに寄り添い、丁寧なアセスメントを行い、的確な見立てと支援方法を展開する必要がある。

それには、施設養育者や支援者の資質をいかに担保するか、福祉従事者をいかに確保するのか、といった質と量における人材育成・人材確保の問題が大きくなるのしかかってくる。人材を育成する上においてもさまざまな専門機関とも連携をし、研修その他の機会を通して力量を担保し、スーパービジョンやコンサルテーション、メンター・メンティー制度なども活用しながら養育者や支援者を孤立させない、“燃え尽き”も“燻ぶり”もさせないような支援体制が必要であると考える。

③ 地域支援機能

児童養護施設はその設立経緯や歴史的発展過程において、いわば我が国における唯一の児童に特化した24時間・365日の入所施設であり、今日において、施設が培ってきた子育て支援機能やスキルは地域全体を包括し、要保護児童の相談窓口、子育て支援のノウハウ、一時的なレスパイト機能などを提供し得る場として認知されつつある。

この児童養護施設の機能や潜在力を地域支援の視点で整理し、構成された下位機能が以下の通りである。

- ・要保護児童等予防的支援機能
- ・一時保護機能
- ・フォスタリング機能

ここにさらに先に述べた個別的養育機能も組み入れられる。

我々の住む地域にはまだまだ声を上げられない、声が届かない状況にある何らかの保護や支援が必要な児童や家族が存在する。施設や公的支援に繋がったケースが年毎に増加する一方で、貧困や虐待の連鎖の中で埋もれてしまう要保護・要支援児童やその家族の実態は計り知れない。

児童養護施設が実践を通して培ってきた知識や技術、子育て支援における潜在的パワーを施設からその先へ、地域へと発展させることによって要保護児童等の予防対策に資することが可能となり、児童相談所やフォスタリング機関⁽⁶⁾とも連携してより多様かつ個別の地域に根ざした支援が展開されるだろう。

(2) 児童福祉法の改正に伴う「子どもの権利擁護」について

改正児童福祉法によって、児童相談所による措置の際には、子どもの意見・意向を意見聴取等の方法により把握し、子どもの最善の利益を考慮し、その措置等に勘案する必要があることや、都道府県による意見・意向表明支援の体制整備についての努力義務が定められた。いわゆるアドミッションケアからアフターケアまで、一人ひとりの子どもの声を傾聴し受容していく過程において、子どもとの信頼関係（ラポール関係）を形成し、子どもの権利を尊重した継続

的な養育が一層求められる状況となった。

かつて、筆者曹は資生堂こども財団（旧 資生堂社会福祉事業財団）が主催する資生堂児童福祉海外研修において、カナダ（トロント・モントリオール）で実施された福祉先進国の「子どもの権利擁護と福祉サービス」をテーマとする研修に参加させて頂いた。

オンタリオ州にある州政府による子どもの人権を護り監視する機関「子ども家庭サービスアドボカシー事務所」(Office of Child and Family Service Advocacy)を訪れた際、真っ先に我々の目に飛び込んできたのが玄関ホールに掲げられていた大きなポスターだった。そこには多民族の子どもたちがそれぞれに拳を掲げ、何かを叫びスピークアウトしている姿が描かれていた。更にそのポスターの右下にはくっきりとした文字で次のような言葉が書かれていた。

“Not tomorrow , Today”、“明日ではなく今日！（まさに今）行動を起こそう！”といった叫びである。子どもの権利を擁護し、最善の利益を図ろうとする決意が伝わってくるメッセージだ。ここは公的機関として、インケアを受けている子どもが施設外に直接自分の意見を言えること、プライバシーを保障され宗教の自由を有すること、自己のケア計画に参加すること、入所の際に子どもが分かる言葉で、どういう権利があるかを知らされることなど、子どもの有する権利についての助言や提言を行っている。また子どもや家庭に関する様々な電話相談を受け助言・関与をし、問題のあるケースにおいては、解決のための対応や調査・見守りなどを実施するアドボカシー機関である。これを現状の日本の児童養護に置き換えると、相澤（大分大学）による以下の二つの活動に分類^(注3)されるだろう。

「・個別アドボカシー

その個人の必要なニーズなどに対して、最も適切で最善の利益が得られるように、その権利を擁護し、エンパワーメントする活動

・システムアドボカシー

子どもや利用者の権利を擁護するために、法律・制度・政策などの整備や充実強化及び行政機関・児童福祉施設などの柔軟な対応や変革を求めて、社会的な課題などを解決・軽減する活動」

これらのアドボカシーシステムが有機的に機能することによって、子どもや利用者が安全かつ安心した生活環境の中で、複雑で多様な個別の課題に対応するためより専門的な支援を受けることができるのである。

8. おわりに

子どもの権利条約批准以降、国連子どもの権利委員会から指摘されていたことであるが、日本政府第4回・第5回の報告書に基づく同委員会の2019（平成31）年の審査、総括所見でも社会的養護を必要とする子どもたちも家庭環境に近い環境で育つことができると引き続き勧告されており「新しい社会的養育ビジョン」の迅速かつ効果的な執行を指摘している。す

なわち里親制度をさらに充実させ脱施設化とフォスタリング機関の充実を促している。わが国の子ども家庭福祉、社会的養護の進むべき方向は、子どもの権利条約に則ったものであることに異論はない。

国連子どもの権利委員会の審査を受けて、2023（令和5）年4月にはこども家庭庁が動き出す。同時に「こども基本法」制定や「改正児童福祉法」の2024（令和6）年4月施行の動きもあり、子どもの意見を反映させる仕組みは整備されつつある。しかし、こども家庭庁と教育を担当する文部科学省とは別な行政組織であり、十分な情報共有できるのか懸念される。子ども目線で見れば、家庭・施設（福祉）も学校（教育）も生活の一部なのである。

だからこそ、これまで述べてきたようにこれからの児童養護施設のあり方は、施設養育（家庭的養育）や小規模養育（家庭養育）の実現にとどまらず、①専門性を担保したより高度で柔軟な知識の提供と技術の実践。②多様なニーズに対応できる養育形態や機能の確立とマンパワーの確保。③地域に汎化された子育て支援課題への積極的な介入と参画。④アドボカシー制度に保障された児童養護の推進・強化などがさらなる主軸となってくる。

特に③の施設（福祉）による地域支援を機能させるためには、学校（教育）との情報共有が必須である。そのため児童相談所の協力も得て、校区の学校に社会的養護のよき理解者となってもらう取り組みがまだまだ必要である。

愛神愛隣舎のモットーは、1. 和を大切にす生活、2. 子ども達の声に寄り添い受容する支援、3. 職員一人ひとりが生き甲斐をもって働ける環境作りである。これからの子ども家庭福祉は、子どもの声に寄り添える支援が強調されており、まさに愛神愛隣舎が設立当時から大切にしてきたものと合致する。

子どもの未来は、我々が住む社会の未来でもある。未来を創る子どもたちを支えるために今、児童養護施設として何ができるのか。試行錯誤の連続ではあるが、歩みを止めることなく課題に向き合いながら議論を重ね検討し、着実に子どもの福祉を実現させていかなければならない。

註

- (1) 戦災孤児：戦争孤児の多くは空襲被害による保護者の死亡や離別した戦災孤児である。戦争孤児にはこの他、引揚孤児や中国等残留孤児、学童疎開孤児、遺棄孤児等が含まれる。
- (2) 鄭末岩：18歳の女学校を出た頃から84歳まで愛神愛隣舎の児童養護福祉に携わる。初代張牧師の後を受け2代目施設長を務める。長年“ママ先生”の愛称で親しまれたが2021（令和3）年10月永眠、享年95歳。
- (3) 神戸大空襲：1945（昭和20）年西部地域に被害をもたらした3月17日と東部地域に被害をもたらした6月5日の空襲をさすことが多いが、終戦までに神戸市とその周辺地域は、明石、姫路等も含め大小合わせて凡そ130回の空襲を受けたとされる。
- (4) 厚生省「全国孤児一斉調査」（1948.2.1実施）では、広島県の5,975人に次いで兵庫県が5,970人と2

番目に多く、大阪府は4,431人であった。そのうち孤児施設に保護されているものは兵庫県662人、大阪府1,413人となっている。しかし当時アメリカ統治下の沖縄では実施されず、また施設からの逃亡や死亡もあり実態は正確ではないとの指摘がある。

- (5) ララ物資：「Licensed Agencies for Relief in Asia」（アジア救援公認団体）通称LARAが1946年から1952年にかけて、日本向け救援物資として、多くの食糧・衣料・医薬品・学用品等の支援を行った。
- (6) フォスタリング機関：都道府県が行うべき里親に関する業務（フォスタリング業務）を担う民間機関で「里親養育包括支援機関」ともいわれ、里親支援専門相談員が配置される乳児院や児童養護施設が有力な担い手として期待されている。

引用文献

(注1) 第75回全国児童養護施設長研究協議会 大分大会宣言（2022年11月）

(注2) 全国児童養護協議会『今後の児童養護施設に求められるもの』

「児童養護施設のあり方に関する特別委員会最終報告」（2021年6月）p6

(注3) 第75回全国児童養護施設長研究協議会資料（2022年11月）p104

参考文献

- ・浅井春夫・川満 彰編（2020）『戦争孤児たちの戦後史1総論編』吉川弘文館
- ・厚生労働省行政説明（2022）『社会的養護施策の動向』
- ・厚生労働省（2018）「フォスタリング機関（里親養育包括支援機関及びその業務に関するガイドライン）について」（子発0706第2号）
- ・神戸空襲を記録する会編（1972）『神戸大空襲』のじぎく文庫
- ・財団法人資生堂社会福祉事業財団（現公益財団法人資生堂こども財団）（2000）『第26回資生堂児童福祉海外研修報告書』
- ・社会福祉法人愛神愛隣舎『児童養護施設 愛神愛隣舎 リーフレット』
- ・白井勝彦・藤原伸夫共著（2019）『神戸の戦争孤児たち』みるめ書房
- ・新修神戸市史編集委員会（1994）『新修神戸市史 歴史編IV 近代・現代』河北印刷
- ・全国児童養護協議会（2021）『今後の児童養護施設に求められるもの』
「児童養護施設のあり方に関する特別委員会最終報告」
- ・全国児童養護施設協議会（2022）『第75回全国児童養護施設長研究協議会』
- ・平井美津子・本庄 豊編（2020）『戦争孤児たちの戦後史2西日本編』吉川弘文館
- ・神戸市：神戸市域の変遷（kobe.lg.jp）（2022年11月28日閲覧）
<https://www.city.kobe.lg.jp/a89138/shise/about/energy/rekishi.html>
- ・神戸市文書館 神戸又新日報（kobe.lg.jp）
<https://www.city.kobe.lg.jp/information/institution/institution/document/yushin/m23/m2305.html>

(2022年11月28日閲覧)

- 社会福祉法人 神戸真生塾ホームページ (kbshinsei-j.org) (2022年11月28日閲覧)

- 総務省統計局ホームページ/各回の国勢調査報告書等一覧 (stat.go.jp)

<https://www.stat.go.jp/data/kokusei/2010/users-g/houkoku.html>

(2022年11月28日閲覧)

- 日本弁護士連合会、子どもの権利委員会

原文：英語 日本語訳：子どもの権利条約 NGO レポート連絡会議

「日本の第4回・第5回統合定期報告書に関する総括所見」

https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/data/soukatsu_ja.pdf

(2022年12月9日閲覧)